議案第　　号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（課税額） 第２条　（略） ２　前項の基礎課税額は，世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし，当該合算額が58万円を超える場合においては，基礎課税額は，58万円とする。 ３・４　（略） （国民健康保険税の減額） 第24条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は，第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には，58万円），同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には，19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には，16万円）の合算額とする。 （１）～（３）　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は，平成31年４月１日から施行する。 （適用区分） ２　改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は，平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成30年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。	（課税額） 第２条　（略） ２　前項の基礎課税額は，世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし，当該合算額が54万円を超える場合においては，基礎課税額は，54万円とする。 ３・４　（略） （国民健康保険税の減額） 第24条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は，第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には，54万円），同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には，19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には，16万円）の合算額とする。 （１）～（３）　（略）